

岩手県公認キャラクター「ケロ平」の利用に関する規程

（目的）

第1条 この規程は、「ケロ平」のイラスト（イラストから作成した立体物も含む）並びに「ケロ平」の写真及び動画（以下「イラスト等」という。）を利用する際に必要な事項を定め、もって岩手県のPR、県産品の販路拡大、県の産業振興等に寄与することを目的とする。

（利用の許諾）

第2条 イラスト等を利用しようとする者（以下「利用申請者」という。）は、あらかじめイラスト等の利用申請を行い県南広域振興局長（以下「局長」という。）の利用許諾を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、「別記岩手県公認キャラクター「ケロ平」デザイン及び仕様」に定めるデザイン又は写真若しくは動画を利用する場合で、次の各号に該当する場合は利用申請の手続きを省略することができる。

- （1） 国、県、市町村等が公共目的で使用する場合
- （2） 国、県、市町村等より指定管理を受けている事業者が管理の趣旨に沿い、かつ公共目的で使用する場合
- （3） 報道機関が報道目的以外の放送又は記事等に利用する場合
- （4） 県が後援又はチームケロ平が出動（本体の貸出しも含む。）するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物を作成する場合

3 前項の規定にかかわらず、イラスト等の利用が、著作権法(昭和45年法律第48号)に定める著作権の制限に該当する場合は利用申請を要しない。

（利用の申請）

第3条 前条の許諾を受けようとする者は、「岩手県公認キャラクター「ケロ平」利用申請書（別記様式第1号の1又は2）に次の書類を添えて、局長に提出しなければならない。

- （1） 会社概要等、利用申請者の事業内容がわかる資料
- （2） 利用目的がわかる企画書又はチラシ等
- （3） イラスト等の利用状況、デザインがわかる完成見本等
- （4） その他局長が必要と認める書類

（利用許諾の手続）

第4条 局長は、前条の規定に基づく利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が第1条に掲げる目的に合致すると認められる場合、利用許諾をすることができる。

なおこの場合において、局長は必要があると認める場合には、イラスト等の利用方法

その他について、条件を付することができる。

2 イラスト等の利用許諾の期間は、許諾した日から2年を経過する日を超えないものとする。

3 局長は、利用許諾を行ったときは、「岩手県公認キャラクター「ケロ平」利用許諾書」(別記様式第2号)を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

第5条 局長は、前条の規定にかかわらず、利用申請者又はイラスト等の利用目的が次の各号のいずれかに該当する場合は、その利用を許諾しないものとする。

(1) 利用申請者の制限

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第5号に規定する暴力団員

イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同条第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業を行う者

ウ 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号)第33条に規定する連鎖販売取引を行う者

エ 政党若しくは宗教団体、又は特定のこれらを支援若しくは支援するおそれがある者

オ 法令及び公序良俗に反すると認められる行為を行う者

カ 岩手県の信用又は品位を害すると認められる行為を行う者

(2) 利用目的の制限

ア 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合

イ 岩手県の信用又は品位を害するものと認められる場合

ウ 第三者の利益を害するものと認められる場合

エ 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合

オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条(同第1項第8号に規定する営業を行う者を除く。)に規定する営業又はその広告等に利用される場合

カ イラスト等の利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

キ 「ケロ平」のイメージをおそれがあると認められる場合

ク イラスト等の著しい変形を行う場合又は立体物でその表現がイラスト等の立体物と認められない場合

シ その他、局長がイラスト等の利用が適当でないと認める場合

2 局長は、前項の規定により前条の利用許諾を行わない場合は、「岩手県公認キャラクター「ケロ平」利用不許諾書」(別記様式第3号)により当該利用許諾申請者へ通知する

ものとする。

(許諾内容の変更等)

第6条 利用者が利用許諾の内容について変更をしようとする場合は、あらかじめ岩手県公認キャラクター「ケロ平」利用許諾内容変更申請書（別記様式第4号）を局長に提出し、局長の許諾を受けなければならない。

2 局長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、岩手県公認キャラクター「ケロ平」利用変更許諾書（別記様式第5号）を交付する。

(許諾期間の延長)

第7条 利用者は利用許諾の内容を変更することなく利用許諾期間を越えて引き続き利用しようとする場合は、あらかじめ、岩手県公認キャラクター「ケロ平」利用許諾期間延長報告書（別記様式第5号）及び第3条の添付書類の提出をもって、許諾を受けたものとする。

(利用上の遵守事項)

第8条 利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された利用内容のみに利用すること。
- (2) 当該利用に係る物件の完成品を提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
- (3) 第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (4) イラスト等を用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号及び権利等表記（「©2013岩手県 ケロ平 #●●●● designed by センウェンルー」（●●●●●には、局長が「岩手県公認キャラクター「ケロ平」利用許諾書」で個別に指定する、4桁の利用許諾番号を記載する。以下同じ。）又は「©2013 IWATE PREF. KEROHIRA #●●●● DESIGNED BY SEN WENRU」）を、その商品、包装、広告等に必ず明示すること。

2 第2条第2項の規定により利用申請手続を省略した場合においては、同項第3号第3号）に該当する場合を除き権利標記（「©2013岩手県 ケロ平」又は、「©2013 IWATE PREF. KEROHIRA」）を明示すること。

(利用料)

第9条 イラスト等の利用料については、当分の間、無料とする。

(許諾の取消等)

第10条 局長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用許諾（第6条の規定による変更の許諾又は第7条の規定による期間延長の許諾があったときは、その変更後又は期間延長後のもの。以下同じ。）を取り消し、利用者に対し、利用物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取消の日から使用することはできないものとする。

- (1) 利用者がこの規程に違反した場合
- (2) 利用者が第4条の利用許諾に付した条件に違反した場合
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4) 第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5) その他イラスト等の利用継続が不適当であると認められた場合

2 局長は、前項の規定による利用許諾の取消により利用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

3 局長は、利用者にイラスト等の利用状況等について報告させ、又は調査することができるものとする。

(申請等の取下げ)

第11条 第3条の規定に基づき申請を行った者は、その申請について「岩手県公認キャラクター「ケロ平」利用取下げ申請書」(様式第8号)を局長に提出することで、当該申請を取り下げることができる。

(利用の非独占性等)

第12条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してイラスト等を利用する権利を付与するものではない。また、利用者又は利用対象物について県が推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第13条 振興局は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務を負担しない。

(損失補償等の責任)

第14条 振興局は、イラスト等の利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 利用者は、イラスト等を利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、振興局に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 利用者は、イラスト等の利用に際して故意又は過失により振興局に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を振興局に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第15条 局長は広く利用促進を図る観点から、イラスト等の利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第16条 この規程に関する事務は、県南広域振興局経営企画部が行う。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか、イラスト等の利用に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

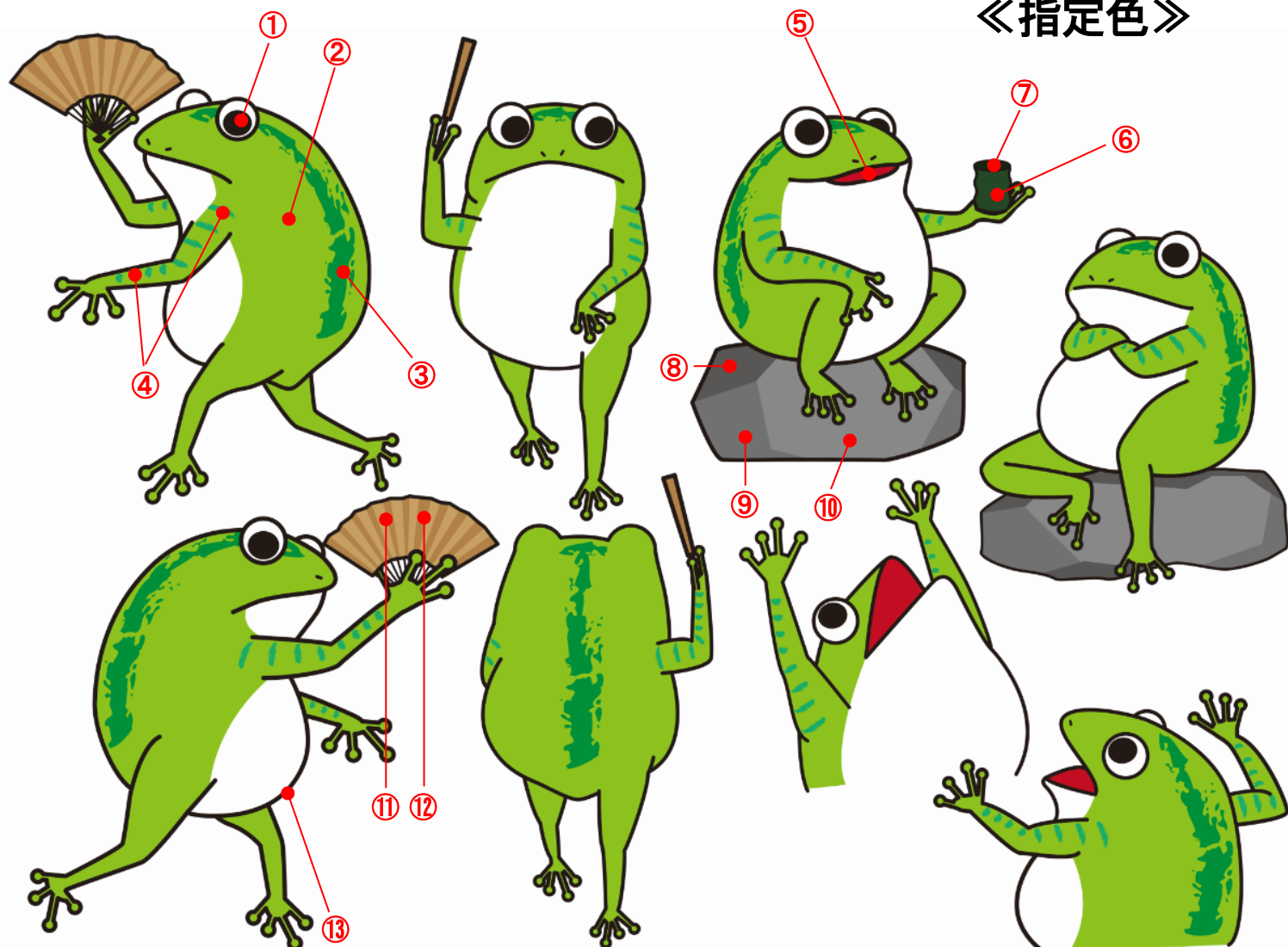
この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年3月15日から施行する。

別記 岩手県公認キャラクター「ケロ平」デザイン及び仕様

《指定色》

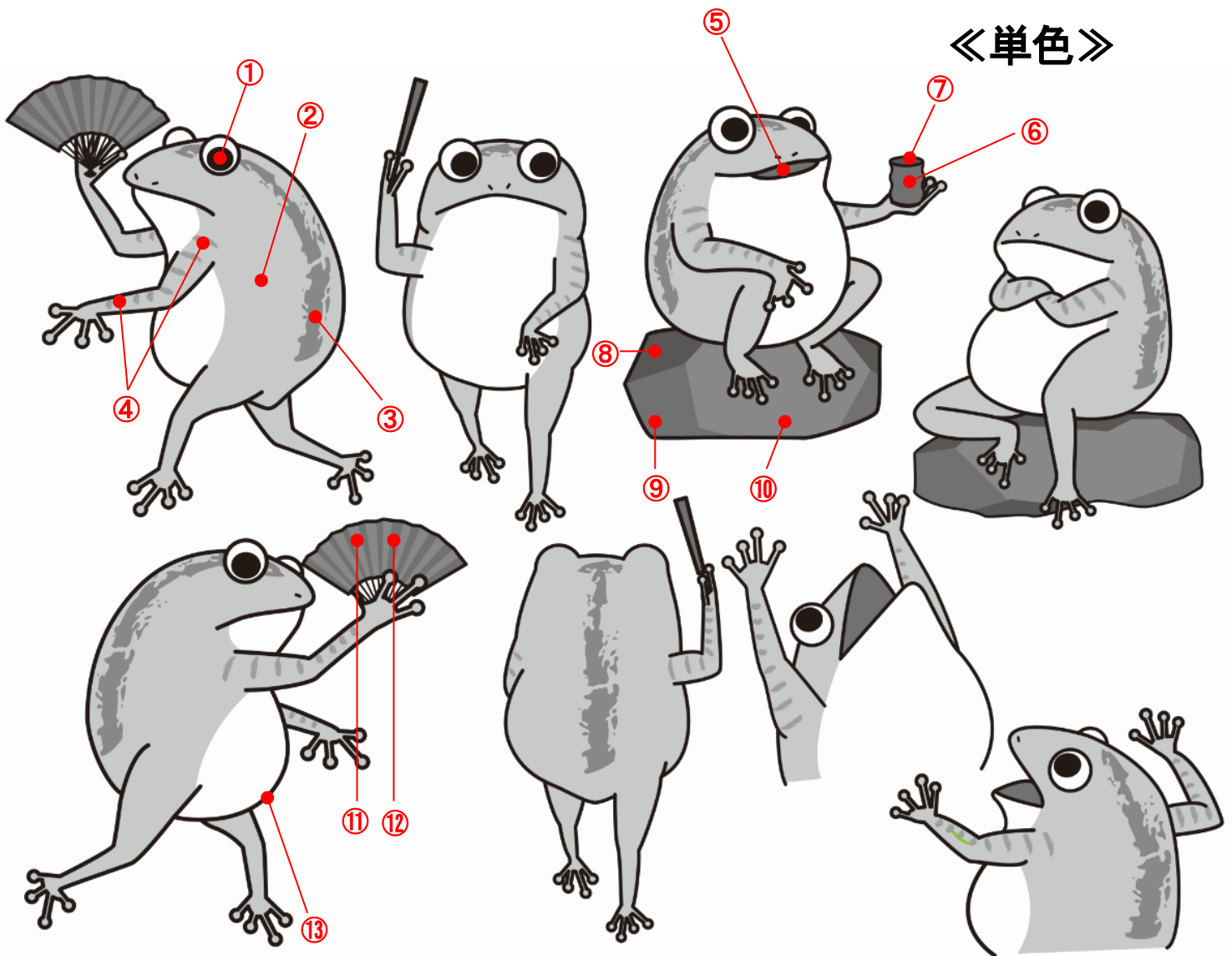


① 目の中の色	K100%
② 体の基本黄緑色	C50% Y100%
③ 背中の特徴の深緑色	C85% M10% Y100% K10%
④ 腕の特徴の深緑色	C75% Y75%
⑤ 口の中の色	C15% M100% Y90% K10%
⑥ 湯のみの色	C85% M60% Y100% K35%
⑦ 湯のみ中の色 (影)	C85% M60% Y100% K65%

⑧ 岩の濃い部分の色	K80%
⑨ 岩の中間の色の部分	K70%
⑩ 岩の薄い部分の色	K60%
⑪ 扇子の薄い色の部分	C30% M50% Y75% K10%
⑫ 扇子の濃い色の部分	C25% M40% Y65%
⑬ 体の線の色	K100%

- (1) 「ケロ平」の色は、原則として指定色か単色（黒一色など）の利用となること。やむを得ない事情により変更する場合は、イラスト等の同一性が確認できる場合に限り許諾すること。
- (2) たて・よこ比率を変えて変形したり、上記デザインの一部の省略・変更は認めないこと。
- (3) キャラクターの同一性が認められる範囲で、衣装や小物を身につけることは可能であること。但し、新たなデザインを作成する場合は、予めデザインデータを、350 d i p 以上の j p g 又は PDF 形式で局長に提出のうえ、事前に協議すること。なお、提供されたデータについては、許諾後、振興局が自由に利用・頒布できるものとする。
- (4) 申請による場合は、許諾番号及び権利等表記（「©2013 岩手県 ケロ平 #●●●● designed by センウェンルー」）を、又は「©2013 IWATE PREF. KEROHIRA #●●●● DESIGNED BY SEN WENRU」を、第2条第2項により利用申請手続きを省略した場合においては、同条第3項に該当する場合を除き、権利等表記「©2013 岩手県 ケロ平」又は、「©2013 IWATE PREF. KEROHIRA」を付記すること。

《単色》



① 目の中の色	K100%
② 体の基本黄緑色	K30%
③ 背中模様の深緑色	K60%
④ 腕模様の深緑色	K50%
⑤ 口の中の色	K70%
⑥ 湯のみの色	K70%
⑦ 湯のみ中の色 (影)	K80%

⑧ 岩の濃い部分の色	K80%
⑨ 岩の中間の色の部分	K70%
⑩ 岩の薄い部分の色	K60%
⑪ 扇子の薄い色の部分	K60%
⑫ 扇子の濃い色の部分	K70%
⑬ 体の線の色	K100%

- (1) 「ケロ平」の色は、原則として指定色か単色（黒一色など）の利用となること。やむを得ない事情により変更する場合は、キャラクターの同一性が確認できる場合に限り許諾すること。
- (2) たて・よこ比率を変えて変形したり、上記デザインの一部の省略・変更は認めないこと。
- (3) キャラクターの同一性が認められる範囲で、衣装や小物を身につけることは可能であること。但し、新たなデザインを作成する場合は、予めデザインデータを、350 d i p以上のj p g又はPDF形式で局長に提出のうえ、事前に協議すること。なお、提供されたデータについては、許諾後、振興局が自由に利用・頒布できるものとする。
- (4) 申請による場合は、許諾番号及び権利等表記（「©2013 岩手県 ケロ平 #●●●● designed by センウェンルー」）又は「©2013 IWATE PREF. KEROHIRA #●●●● DESIGNED BY SEN WENRU」を、第2条第2項により利用申請手続きを省略した場合においては、同条第3項に該当する場合を除き、権利等表記「©2013 岩手県 ケロ平」又は「©2013 IWATE PREF. KEROHIRA」を付記すること。